

会報 全住協

2018
4月



新入会員懇親会を開催

当協会は、去る3月23日(金)にホテルニューオータニで平成29年度に入会した会員と推薦会員、協会役員、組織委員との懇親会を開催した。

平成29年度は、正会員(企業会員)28社、賛助会員14社が入会し、会員数は、正会員476社・19団体、賛助会員160社(平成30年3月31日現在)となり、団体会員への加盟会社をあわせて1,635社・19団体を数えることとなった。

冒頭、小山組織委員長が「当協会の会員同士は仲が良く活動も活発なので、新入会員の皆様には、当協会に7つある委員会に積極的に参加し、会社の業務に生かしてほしい。」と歓迎の挨拶を行った。

また、神山会長は「当協会は、業界団体の中でも一番活発に活動し、委員会活動も現場を知った方が行っていると自負している。会員の事業がマンションや戸建、流通、管理など、あらゆる分野にまたがっているのは当協会だけだと



▲神山会長

呼びかけた。

続いて、花沢常務理事の発声による乾杯の後、新入会員から各社の業務内容など自己紹介が行われた。懇親会では、和やかな雰囲気の中、相互に情報交換するなど交流を行った。当日の参加者は、新入会員41名を含め130名。

なお、協会では今後も入会のメリットを訴え、組織の拡大に努めていく。入会に関する推薦、問合せ等は、事務局(TEL:03-3511-0611)担当 古畑まで。

思うので、人脈を築き様々な勉強をしていただければ、将来必ず入会して良かったと思ってもらえる。ぜひ委員会活動に参加して、たくさん吸収していただきたい。」と呼



▲懇親風景



▲新入会員の自己紹介

目次

- | | | | |
|-----------------------|---|------------------------|---|
| ・新入会員懇親会を開催…………… | 1 | ・平成30年度優秀社員・優秀技能者表彰の募集 | |
| ・平成30年度事業計画を決定…………… | 2 | について…………… | 8 |
| ・安心R住宅制度への参加について…………… | 7 | ・協会だより…………… | 9 |

平成30年度事業計画を決定

当協会は、3月23日に開催した理事会において以下のとおり平成30年度事業計画を決定した。

わが国経済は、緩やかな景気の拡大が続いているとされる一方で、米国を始め世界の政治経済の動向等、景気に対する懸念材料を抱えている。

住宅不動産業界にあっては、ここ数年の新設住宅着工戸数が90万戸前後で推移しているものの、増加が続いてきた貸家の建築が落ち込みつつあることや、建築資材の高騰や人手不足による人件費増大を受けた建設コストの高止まり、さらに事業用地の取得が引き続き困難な状況にあることなど、我々中堅住宅不動産事業者を取り巻く環境は憂慮すべきものがある。

こうした状況に対応するため、当協会は全国の中堅住宅不動産事業者1,600社を擁する団体として、住宅取得に係る消費税を始めとする税制の抜本的見直し等の政策課題について、提言・要望活動を展開し、その実現を図るほか、環境・健康に配慮した住宅の供給や安心・安全な既存住宅の流通活性化への対応など住宅不動産の事業手法について調査研究を行い、会員の事業環境の改善と消費者の利益の確保に寄与する。

加えて、住宅の省エネルギー施策に係る動向や、既存住宅取引時における建物状況調査説明の義務化を中心とした改正宅地建物取引業法の施行など、住宅不動産業に関連する最新の動向を把握し、適宜会員への情報の提供と周知を図る。

以上を踏まえ、平成30年度の事業計画を次のとおり定める。

基本方針

1. 政策活動・提言

消費税率10%への引上げ時期までの限られた期間内に、消費税を含めた住宅取得に係る多重な課税の抜本的見直し、住宅・土地税制改正、住宅金融支援機構のフラット35を始めとする融資制度等について要望し、その実現を図る。

2. 住宅不動産事業手法等の拡充

(1) 委員会活動を通じて、環境・健康に配慮した住宅供給の促進、不動産流通・リフォーム市場の活性化への対応、不動産管理手法等について調査研究を行うとともに、引き続き全住協いえかるでの普及を図る。

(2) 建築物の耐震化の促進を引き続き行うほか、成年後見制度を通して高齢者等の不動産取引を適切に推進する等、会員間のビジネスに資する事業を実施する。

3. 協会活動の展開

(1) 協会活動の活性化を推進するとともに、協会運営の効率化に努める。

(2) 消費者保護の観点から、相談窓口において消費者等からの相談に対応する。

(3) 会員の人材育成に資するため、階層別・職種別に体系化した協会独自の研修を実施する。

(4) 第6回定時総会に合わせ東京において全国交流会を開催する。

第一 政策活動・提言

1. 消費税

消費税率引上げへの対応については、税率10%への引上げ時期までの限られた期間ではあるが、消費税を含めた住宅取得に係る多重な課税について、抜本的な検討が必要であることを訴えるとともに、引き続き関係団体と連携しつつ提言・要望活動を行う。

なお、消費税率引上げによる負担緩和措置として導入された「すまい給付金」の申請窓口として受付業務を引き続き行う。

2. 住宅・土地税制

事業者が買取再販を行う場合の仕入れ時に係る不動産取得税の特例措置の延長、Jリート等が取得する不動産に係る登録免許税及び不動産取得税の特例措置の延長、住宅ローン減税制度

平成30年度事業計画

等の適用要件である共同住宅の床面積（現行：50㎡以上）の引下げなど平成31年度税制改正へ向けて改正要望を提言し、その実現を図る。

3. 住宅金融

- (1) 住宅金融支援機構のフラット35を始めとする融資制度について、上乗せ金利の引下げ、残価設定型住宅ローンの創設、審査方法等について改善要望を行う。
- (2) 住宅金融支援機構の融資制度について、同機構と意見交換会を実施する。
- (3) 住宅ローンの融資・審査状況等、必要に応じて調査を実施する。
- (4) ユーザーが幅広い商品の中から適切な住宅ローンを選択できるよう情報提供を行う。

4. 事業資金融資の円滑化

民間金融機関による事業資金の供給動向について、必要に応じてアンケート調査を実施する。

5. 住宅供給に伴う法規制等への対応

- (1) 平成32年度までに全ての新築住宅・建築物について、省エネルギー基準への段階的な適合義務化が予定されているため、検討経過に留意し、会員への情報提供を行う。
- (2) 平成32年4月に予定されている民法の一部を改正する法律（債権関係）の施行に向けて、改正内容が各種契約に反映されるよう周知に努める。
- (3) 無電柱化の推進に関する法律に基づき国及び地方公共団体が定める無電柱化推進計画の推進に協力する。
- (4) 生産緑地地区の多くが指定から30年を経過し宅地化する恐れがある、いわゆる「2022年問題」については、昨年が生産緑地法等の改正により生産緑地制度が存続することとなったものの、今後も農地の宅地化等の状況について注視する。
- (5) 住生活基本計画（全国計画）に基づき実施される住宅政策に注視し、適宜情報交換を行う。
- (6) 会員の事業への影響が懸念される、所有者不明土地、分譲マンションの老朽化に伴う建替えや空き家の増加等の諸問題について、

立法措置、税制を含めた国の対応を注視する。

6. 国土交通省との懇談会

国土交通省との懇談会を開催し、同省の最新施策並びに当協会の住宅・不動産税制改正要望及び住宅金融支援機構融資制度改善要望等について意見交換を行う。

第二 住宅不動産事業手法等の拡充

1. 住宅の商品企画・供給手法等の研究

- (1) 街並みの形成に配慮した分譲住宅の供給手法に関する調査研究、マンション及び戸建住宅のプラン、性能並びに商品企画に関する事例研究、優良プロジェクトの見学会等を行う。
- (2) 首都圏における戸建分譲住宅の販売状況調査を引き続き実施し、データの蓄積を行うほか、消費者の求める住宅を的確に把握し、会員の適正な供給計画の立案に資するため、会員への情報提供の充実を図る。

2. 全住協いえかるての普及促進等

「全住協いえかるて」の会員への普及促進と適切な運営に努めるとともに、（一社）住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会の構成団体として、その運営に協力する。

3. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等への対応

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の普及に努めるほか、既存住宅に係る長期優良住宅の認定基準・評価手法が整備されたため、会員への周知を図る。
- (2) インспекション、性能の向上のためのリフォーム等による住宅ストックの長寿命化を図る優良な取組みに対し、国が費用の一部を補助する「長期優良住宅化リフォーム推進事業」について周知を図る。

4. 環境・健康に配慮した住宅供給の推進

- (1) 環境及び健康に配慮した住宅供給の推進を図るため、認定低炭素住宅、ZEH、省エネルギー性能の高い躯体の構造及び施工方法並びにスマートウェルネス住宅について調査研究を行う。

平成30年度事業計画

- (2) 太陽光発電、燃料電池を始め省エネ性能の高い住宅設備機器等について、最新の情報提供を行うほか、調査研究を行う。

5. 建築物耐震化への対応

- (1) 耐震診断・耐震補強工事・建物売却等、得意分野の異なる会員同士が協働して行う建築物耐震化プロジェクトにおいて、東京都における特定沿道建築物を始め建築物の耐震化を促進する事業を引き続き推進するとともに、他の地域への拡大も図る。
- (2) 建築物耐震化プロジェクトの活動を踏まえ、耐震化を妨げている要因等に関する行政機関等との意見交換のほか、建物用途に応じた改修工事等の事例研究を行う。

6. 住宅瑕疵担保履行法への対応

- (1) 住宅瑕疵担保履行法で義務付けられている基準日における届出手続等について会員への周知徹底に努める。
- (2) 任意の制度として導入されているリフォーム、既存住宅及び大規模修繕に係る保険制度について会員への情報提供を行う。

7. 不動産流通・リフォーム市場の活性化への対応

- (1) 建物状況調査に関する改正宅地建物取引業法の施行について、会員が適切に対応できるよう周知等を図る。
- (2) インターネット等を活用して対面以外の方法で重要事項説明を行う取組みに関して、引き続き適切に対応する。
- (3) 既存住宅の広告に、国が定めた標章を使用できる「安心R住宅」制度へ参加するなど、不動産流通市場等の活性化を図るための各種施策に適切に対応する。

8. 不動産管理手法等の研究

- (1) 世帯構成の変化に伴う単身世帯の増加や、サービス付き高齢者向け住宅の普及など多様化するニーズに対応した賃貸住宅の管理手法、商品企画等について調査研究を行う。
- (2) マンション管理の適正化に資する管理手法や、良好な居住環境と快適な共同生活の確保

に資するための調査研究を行う。

- (3) 商業ビル等の企画、経営や管理の手法等について、事例研究等を行う。

9. 住宅不動産に関する情報提供体制

- (1) 全住協NETの登録情報をより一層充実させ、利用促進を図る。
- (2) 不動産ジャパンの情報提供団体として、その運営に協力する。

10. 新規事業に関する研究

- (1) 判断能力が不十分な人等への配慮・支援及び不動産取引の適正化を目的として創設した不動産後見アドバイザー制度について、引き続き成年後見制度と不動産に関する調査研究を行うとともに、会員外にもその周知を行う。
- (2) 所有する不動産を担保に長期生活支援資金等の融資を受けるリバースモーゲージ及び各種信託について、高齢化社会の進展を鑑み、事例をもとに調査研究を行う。
- (3) 住宅・不動産業界における情報通信技術(ICT)の活用が広がりを見せつつある状況であることから、利活用事例について情報収集を行い、会員の事業運営の効率化やより良いサービス対応を目的とした調査研究を行う。
- (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び関連するガイドライン等の内容について周知を図る。また、市区町村が定める空家等対策計画等の最新情報の把握に努めるとともに、その問題の解決に寄与する手法等について調査研究を行う。
- (5) 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」(厚生労働省)を実施している北海道本別町の居住支援協議会に引き続き参加し、住宅確保要配慮者の実情等について調査研究を行うとともに、他の地域への拡大も図る。
- (6) 住宅宿泊事業法が6月に施行されることから、空き家対策との関連性や民泊サービスの展開状況を注視しつつ、問題点等について調査研究を行う。

平成30年度事業計画

第三 協会活動の展開

1. 協会の支援事業

- (1) 経済情勢、市場動向、住宅政策等企業経営に資する経営者向け講演会等を開催するとともに、意見交換会、情報交換会を通して、会員相互の意思疎通の円滑化を図る。
- (2) 平成30年度末までに支部の法人化を完了する。
- (3) 賛助会員等が会員に対し特別な価格又はサービスで商品を提供する全住協ビジネスネットを充実させるとともに、会員相互の交流を深める。

2. 全国交流会

全住協の会員相互の交流を図るため、第6回定時総会に合わせ東京において全国交流会を開催する。

3. 不動産取引等の公正化

- (1) 消費者保護の観点から、消費者相談窓口において、トラブルの円滑な解決に向けて会員・消費者の双方にアドバイスを行うとともに、昨年より試行運用を開始したインターネットを活用した全住協住まい相談サービスの方向性を検討する。
- (2) 犯罪収益移転防止法への対応、不動産取引からの反社会的勢力の排除など適正な不動産取引や管理を推進するため、国土交通省、警察庁及び関係団体と協力して適切に対応する。
- (3) 宅地建物取引業者が宅地建物取引士を含む従業者に対し行うこととされている適正な業務の実施に係る教育を支援するため、研修会等を開催する。
- (4) 消費者保護に立脚した宅地建物取引の観点から、個人情報保護法、消費者契約法、消費生活用製品安全法、金融商品取引法を始め、不動産公正競争規約等不動産関連法令や不動産取引の適正化について周知徹底を図るとともに研修会を積極的に開催する。

4. 情報提供及び広報活動

- (1) 協会の広報のあり方を検討し、引き続き積極的に広報活動を推進する。

- (2) 協会ホームページ、会報「全住協」「週刊全住協NEWS」「全住協住宅金融レポート」及び「全住協メールマガジン」等を通じた的確な情報提供に努める。
- (3) 会員の入会状況等について、随時専門紙に情報を提供する。
- (4) 住生活月間その他の関連行事への参加等により協会活動の周知を図る。
- (5) 住宅不動産に関連する資料の収集整備を行うとともに、会員に情報を提供する。

5. 建設現場における労災事故防止

- (1) 労働安全衛生法等安全に係る法令に関して、法令勉強会・事例研究会等を開催する。
- (2) (一社)住宅生産団体連合会及び東京木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会等と連携して各種技能者講習会等を開催する。

6. 人材育成

- (1) 改正宅地建物取引業法において、宅地建物取引業者の団体に対し、従業者への体系的な研修を実施するよう努力義務が課されたことから、会員の社員のさらなる資質向上や人材育成に資するため、既に実施している研修を含め、階層別・職種別に体系化した研修プログラムを開発し実施する。
- (2) 不動産業界の人材育成を図る観点から、宅地建物取引士資格試験の受験対策講座を実施する。

7. 協会の表彰

優良事業表彰、優秀社員表彰及び優秀技能者表彰を実施し、会員及びその社員の資質の向上に寄与する。

8. 福利厚生

会員の役職員の福利厚生制度の一つとして、全住協新保障制度の充実に努めるほか、東京不動産業健康保険組合への加入促進を図る。

9. 宅地建物取引士講習

宅地建物取引業法第22条の2及び第22条の3に基づく宅地建物取引士講習を実施する。

10. 住宅瑕疵担保責任保険法人の認定団体業務

- (1) 住宅保証機構(株)、(株)住宅あんしん保証、

平成30年度事業計画

(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジーマン及びハウスプラス住宅保証(株)の認定団体として、住宅瑕疵担保責任保険の申込受付を行うほか、検査員の研修等検査体制の充実その他業務を的確に実施する。

- (2) 特保住宅の対象範囲の拡充について検討を行う。
- (3) 住宅品質確保促進法に定める瑕疵担保責任の的確な履行を担保し、住宅瑕疵担保履行法に定められた資力確保措置である保険への加入を促進する。

11. 指定流通機構制度

国土交通大臣指定の(公財)東日本不動産流通機構のサブセンター等として、広域的な物件情報の交換を促進し不動産取引を円滑にするため、会員(事業所)の管理等指定流通機構業務の代行を行うほか、適正な利用を促進するため所要の措置を講ずる。

12. 産学協同事業

- (1) 明海大学との「不動産学の教育・研究に関する協定」に基づき、インターンシップ制度及び企業推薦特別入学試験制度の利用促進に努める。
- (2) 超高齢社会における意思決定支援プログラ

ムの開発について、引き続き東京大学と共同研究を行うとともに、共同研究の一環として成年後見制度に関連する不動産相談窓口業務を行う。

- (3) これからの不動産業及び関連する事業について、(公社)日本不動産学会と協同して調査研究を行う。

13. 関係団体との連携

- (1) 不動産団体連合会、(一社)住宅生産団体連合会の一員としてそれらの構成団体との連携に努め政策要望の実現を図る。
- (2) (公社)首都圏不動産公正取引協議会、(公財)不動産流通推進センター、(一財)不動産適正取引推進機構、(公財)東日本不動産流通機構、世界不動産連盟日本支部等関係団体に役員を派遣しその運営に寄与する。

14. 関係省庁等との連携

- (1) 国土交通省を始めとする関係省庁の住宅不動産業界に関連する施策へ対応するほか、不動産関連研究機関及びシンクタンク等との連携に努める。
- (2) 国土交通省・東京都等の要請に応じて、研究会等に委員を派遣しその運営に寄与する。

平成30年国民生活基礎調査への協力について

厚生労働省担当部局より、当協会へ以下のとおり協力依頼がありました。

同省では、昭和61年から国勢調査などと並ぶ統計法に基づく基幹統計を作成するための重要な調査として国民生活基礎調査を毎年実施しており、平成30年調査を6月7日及び7月12日に実施します。

本調査は、全国で約55,000世帯を調査対象世帯として抽出し、世帯の人数などの把握のため調査日前の4月下旬、また実際の調査のために6月7日及び7月12日の前後1～2週間程度の間、調査員が調査対象世帯を訪問します。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合も生じており、かねてより調査員には、事前に管理員等に来訪の趣旨、調査の目的、必要性などを説明し、協力を得て調査を進めるよう指導していますが、調査の円滑な実施には国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力が不可欠となります。

つきましては、会員の皆様の所有・管理等される物件が調査対象となった場合には、御協力いただけますようお願いいたします。

安心R住宅制度への参加について

当協会は3月23日の理事会において、安心R住宅制度への参加を決定し、9月から会員がこの制度を利用できるよう準備を進めている。

住宅ストックの充足、少子高齢化の進展や人口減少等を背景にして、国の方向性として新築住宅の供給促進とともに、住宅ストックを活用してリフォームや流通市場の活性化を図ろうとする取組みが行われつつあるが、昨年、国土交通省では「安心R住宅」という標章を広告で使用できる制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度＝安心R住宅制度）を創設し、4月1日から運用を開始した。

当協会が安心R住宅制度に登録し会員への標章使用許諾ができるようになれば、流通市場における更なる信頼性の向上、多様な事業を行っている会員間の協業促進、協会のPRなどに

つながることが期待できる。

なお、制度の概要は以下のとおり。

【安心R住宅制度の概要】

国土交通省告示に基づき、安心R住宅制度に登録した団体が、会員に標章「安心R住宅」の使用許諾をすることで、会員が広告に標章を使用することができる。

安心R住宅の意味

- (1) 昭和56年6月1日以降の耐震基準（いわゆる新耐震基準）等に適合。
- (2) インスペクション（建物状況調査等）により既存住宅売買瑕疵保険を締結できる。
- (3) 「R」とは、「Reuse」「Reform」「Renovation」

(参考1) 安心R住宅制度全体概要

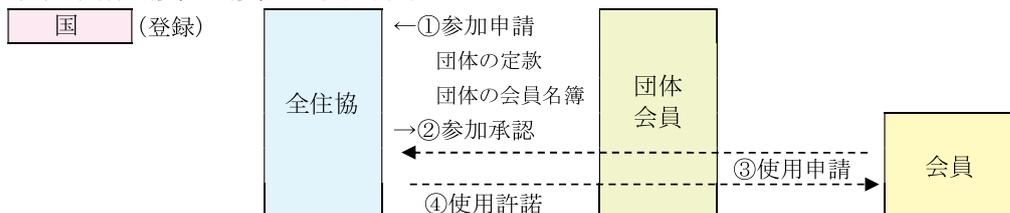
国	団体	会員
(1) 告示制定 ← (3) 申請 (4) 登録・使用許諾 → (適正な運営のための監督) ← (10) 業務等状況報告書（年度ごと）提出	(2) 団体として定める内容 ① 遵守すべき事項 ② 住宅リフォーム工事の実施判断の基準 ③ 相談受付体制 (9) 安心R住宅調査報告書受理・保存（3年）	(5) 周知・案内 → ← (6) 標章使用申請 (7) 会員ごとに使用許諾 → (指導監督) ← (8) 安心R住宅調査報告書（物件ごと）提出 (8) 物件ごとに広告（登録団体の名称併記。）

(参考2) 全住協が行う会員への使用許諾（概要）

(ア) 企業会員への使用許諾



(イ) 団体会員の会員への使用許諾



平成30年度優秀社員・優秀技能者表彰の募集について

当協会では、企業会員を対象に優秀社員・優秀技能者表彰について下記のとおり募集し、6月5日開催の第6回定時総会において表彰を行う。

[優秀社員表彰]

(1) 基準

次の基準に該当するもの

- ① 在籍3年以上の社員で、営業活動において信義、誠実かつ適正に行い、年間における営業成績が、会社の業績向上に多大の貢献をし、他の社員と比較して顕著と認められるもの。
- ② 在籍5年以上の社員（①以外の社員）で、職務の遂行において意欲旺盛かつ、創造力が卓越し、会社の業績向上に多大の貢献をし、その業績が他の社員と比較して顕著と認められるもの。

(2) 提出書類（各1部）

- ① 優秀社員表彰申請書
- ② 審査表
- ③ 会社組織図

※①②は協会ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 費用

表彰者1名につき10,000円

[優秀技能者表彰]

(1) 推薦要件

会員企業の社員又は協力事業者で、次の①から⑤までのすべてに該当するもの

- ① 建設現場業務に直接従事している年齢35歳以上の者（平成30年5月31日時点＝昭和58年5月31日までに生まれた者）
- ② 建設現場業務に直接従事している年数が15年以上の者（平成30年5月31日時点＝少なくとも平成15年6月1日以前から建設現場業務に直接従事していた者）
- ③ 現場での工事施工経験の積み重ねにより卓越した優秀な技能を持ち、長年にわたる

工事施工経験の裏付けとして施工管理能力等の技術的能力をも習得した者。

④ 次のすべての要件を充たす者

- i) 技能・技術が優秀であること
- ii) 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、又は建設工事に相当の実績があること
- iii) 後進の指導・育成に努めていること
- iv) 工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- v) 他の建設現場従事者の模範たりうること

⑤ 過去において、優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けていない者

(2) 提出書類（各1部）

- ① 優秀技能者表彰申請書
- ② 優秀技能者表彰審査表
- ③ 推薦基準調書
- ④ 組織図
- ⑤ その他（資格証明書、講習修了証、表彰状等の写し）

※①～④は協会ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 費用

表彰者1名につき10,000円

[応募資格] 企業会員

[書類提出先]

(一社)全国住宅産業協会事務局

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3

※支部会員の場合は所属支部事務局へご提出ください。

[問合せ等]

(一社)全国住宅産業協会事務局

TEL 03-3511-0611

協会だより

理事会・委員会開催状況

[理事会]

日時 平成30年3月23日(金) 16:30~17:30
場所 ホテルニューオータニ
議事 新入会員懇親会についての報告、会員の入会承認、優良事業表彰の選定、全国交流会の開催、安心R住宅、中国支部の廃止等について審議した。

[総務委員会]

日時 平成30年3月22日(木) 11:00~12:30
場所 協会会議室
議事 平成30年度総務委員会事業計画(案)、平成30年度全住協事業計画(案)等について審議した。

[組織委員会]

日時 平成30年2月22日(木) 15:30~16:50
場所 弘済会館
議事 優秀社員及び優秀技能者表彰、不動産業務研修会、研修の体系化、住生活女性会議、新入会員懇親会等の報告を行った。

入会

正会員

会社名 株式会社エコ・テック
代表者 山口 健一
住所 〒140-0013 東京都品川区南大井2-12-1
大森パークハイツ301
TEL 03-6404-6945
FAX 03-6404-6946
事業内容 工場跡地等で土壌汚染が深刻な状況での土地の再生。



会社名 株式会社ファミリー
コーポレーション
代表者 富吉 範明
住所 〒104-0061 東京都中



中央区銀座6-10-1

TEL 03-6228-5861
FAX 03-6228-5862
事業内容 富裕層向け資産コンサルアドバイザー。事業系総合不動産企業日本一を目指す。

会社名 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

代表者 濱村 聖一
住所 〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9
TEL 03-5747-9800
FAX 03-5747-9801
事業内容 住生活全般に関わる企業の成長拡大に必要なコンサルティングサービスを提供。



会社名 株式会社ベルテックス

代表者 梶尾 祐司
住所 〒163-6009 東京都新宿区西新宿6-8-1
TEL 03-6302-0544
FAX 03-6302-0545
事業内容 投資マンション開発・販売・管理まで行う販売力を武器に売上100億円超え。



会社名 ホームポジション株式会社

代表者 伴野 博之
住所 〒261-7130 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
中瀬ワールドビジネスガーデン30階
TEL 043-441-6700
FAX 043-441-6701
事業内容 静岡、愛知、神奈川、千葉の4都市を中心に、利便性に優れた戸建分譲を展開中。



協会だより

会社名 リストプロパティーズ
株式会社
代表者 北見 尚之
住 所 〒231-0015 神奈川県
横浜市中区尾上町3-35
T E L 045-264-4552
F A X 045-264-4553
事業内容 神奈川県を中心に不動産の賃貸・管
理・運用・投資事業等を展開。



会社名 株式会社クレディセゾン
代表者 林野 宏
住 所 〒170-6073 東京都豊
島区東池袋3-1-1
サンシャイン60 52階
T E L 03-3988-2111
F A X 03-3986-0750
事業内容 「サービス先端企業」としてクレジ
ットカード事業、ファイナンス事業
を展開。



賛助会員
会社名 株式会社エポスカード
代表者 斎藤 義則
住 所 〒164-8515 東京都中
野区中野3-34-28
丸井グループ南口別館
T E L 03-6361-0173
F A X 03-4574-4740
事業内容 丸井グループのカード会社として培
った与信力を活用し家賃債務保証事
業を展開。



会社名 プラチナ出版株式会社
代表者 今井 修
住 所 〒104-0061 東京都中
央区銀座1-13-1
ヒューリック銀座一丁目ビル7階
T E L 03-3561-0200
F A X 03-3562-8821
事業内容 宅建図書を始め各種不動産関連出版
物の制作・販売、各種セミナー等を
開催。



業務日誌

2月22日(木)	・組織委員会を開催。(弘済会館)
23日(金)	・世界不動産連盟日本支部通常総会・懇親会に神山会長が出席。(東海大学交友会館)
3月6日(火)	・不動産業務研修会を開催。(弘済会館)
8日(木)	・(公財)東日本不動産流通機構理事会に神山会長・牧山副会長ほかが出席。 (京王プラザホテル)
16日(金)	・特保住宅検査員研修(戸建住宅)兼制度説明会を開催。(主婦会館) ・(一財)不動産適正取引推進機構理事会に神山会長が出席。(同機構会議室) ・宅地建物取引士法定講習を開催。(連合会館) ・人材開発定例勉強会を開催。(協会会議室)
19日(月)	・住生活月間中央イベント実行委員会に神山会長が出席。(ホテルグランドヒル市ヶ谷) ・(一社)住宅生産団体連合会理事会に神山会長ほか出席。(ホテルグランドヒル市ヶ谷)
20日(火)	・事業表彰審査会を開催。(協会会議室) ・自由民主党各種団体協議会懇談会に神山会長が出席。(ザ・キャピトルホテル東急)

会報 全住協 通巻61号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(平成30年4月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品
を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の16社が商品を提供しており、会員の購買
におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)	取扱商品
・(株)シーブリッジ	不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
・(株)トルネックス	エマーゼンシートイレキット、エマーゼンシーボディキット
・アットホーム(株)	名入れノベルティ防災セット
・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	宅地建物取引業者向け賠償責任保険
・エース21グループ(株)	全自動消火装置「ケスジャン」
・(株)一貫堂	住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
・日本ポリプロ(株)	我が家の防災ファイル
・(株)総合資格	建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
・(株)ベーシック	ENJO (エンヨー) オリジナルセット
・(株)東京リーガルマインド(LEC)	各種講習、資格取得講座
・日本リビング保証(株)	住宅設備の延長保証サービス「住設あんしんサポート」
・(株)リビテックス	水まわり設備4点セット
・(株)ダイテック	不動産・住宅会社のための基幹業務サービス「分譲住宅クラウド」
・福島電力(株)	収益の中から復興支援 ワンルームから対応の「新電力」

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)プライシングジャパン

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般社団法人 北海道住宅都市開発協会 〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般社団法人 秋田県住宅地協会 〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般社団法人 東北住宅産業協会 〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字沓町田24-5	TEL.022-343-2021 FAX.022-343-2282
一般社団法人 北信越住宅産業協会 〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
一般社団法人 富山県住宅地協会 〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般社団法人 北陸住宅地経営協会 〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般社団法人 静岡県都市開発協会 〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般社団法人 東海住宅産業協会 〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般社団法人 中京住宅産業協会 〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般社団法人 関西住宅産業協会 〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般社団法人 広島県住宅産業協会 〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般社団法人 四国住宅地経営協会 〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
一般社団法人 九州住宅産業協会 〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般社団法人 九州分譲住宅協会 〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般社団法人 鹿児島県住宅産業協会 〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南都元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般社団法人 沖縄住宅産業協会 〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

支部

北海道支部 〒063-0836	北海道札幌市西区発寒16条12-1-1	TEL.011-664-8662 FAX.011-664-8662
関西支部 〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550

特別会員

一般社団法人 リノベーション住宅推進協議会 / 全国賃貸管理ビジネス協会 / 首都圏中高層住宅協会

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyo.jp/>



一般社団法人 **全国住宅産業協会**

